

政令第三十四号

平成十二年から平成十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十二年から平成十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十五年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成十四年」を「平成十五年」に改める。

第一条の表中「平成十四年」を「平成十五年」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

平成十二年から平成十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令新旧対照条文  
 平成十二年から平成十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十五年政令第五十八号）  
 傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>激 甚 災 害</p> <p>平成十二年から平成十五年までの間の火山現象による災害で、東京都三宅村の区域に係るもの</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p>	<p>激 甚 災 害</p> <p>平成十二年から平成十四年までの間の火山現象による災害で、東京都三宅村の区域に係るもの</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p>
<p>平成十二年から平成十五年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令</p> <p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>		<p>平成十二年から平成十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令</p> <p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	